

議案第36号

木津川市印鑑条例の一部改正について

木津川市印鑑条例（平成19年木津川市条例第128号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年8月31日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」の施行により「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）」の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市印鑑条例の一部を改正する条例（案）

木津川市印鑑条例（平成19年木津川市条例第128号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請）</p> <p>第14条の2 印鑑の登録を受けている者は、<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書</u>を利用し、<u>多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）</u>で印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p>	<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請）</p> <p>第14条の2 印鑑の登録を受けている者は、<u>市長に対し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを提示し、市長が指定する電子計算機に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号を自ら入力して、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</u></p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。